

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵福社会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、役員及び評議員等の職務執行の対価として法人が支給するものをいう。

3 費用とは、役員及び評議員等の職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 役員報酬及び評議員報酬は、理事会及び評議員会に出席したときは、1回5000円（旅費代含む）を支給する。ただし、職員を兼務する役員及び評議員には支給しない。

2 職員を兼務する役員は、職員の給与規程に基づき職員給与を支給す

る。

- 3 旅費は法人旅費規程に基づき支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第4条 評議員選任・解任委員報酬は、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、1回5000円(旅費代含む)を支給する。ただし、職員を兼務する評議員選任・解任委員には支給しない。

- 2 職員を兼務する評議員選任・解任委員は、職員の給与規程に基づき職員給与を支給する。

- 3 旅費は法人旅費期待に基づき支給する。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、令和3年2月16日より適用する。